企業年金基金変更公告

パイオニア企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地
　神奈川県川崎市幸区新小倉１番１号
２．旧事務所の所在地
　東京都目黒区目黒１丁目４番１号
３．変更年月日　平成21年12月１日

平成 21 年 12 月 16 日

パイオニア企業年金基金
理事長　檀上　康彦

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳・年齢不詳、男性、身長160cm、体重不詳、紺色ヤッケ、紺色作業服、黒色ベスト、茶色セーター、濃灰色セーター、茶色長袖肌着、紺色ヤッケ下衣、紺色作業ズボン

上記の者は、平成21年11月１日午後１時50分盛岡市上太田上川原153番地熊谷砂利店から北方約200メートルの林内で発見されたものです。

遺体は、火葬に付し、遺骨を盛岡市内永祥院に安置しておりますので、心当たりの方は、盛岡市保健福祉部まで申し出てください。

平成 21 年 12 月 16 日

岩手県　　盛岡市長　谷藤　裕明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40～80歳位、身長155～165cmの男性

上記の者は、平成21年11月１日埼玉県比企郡小川町大字角山1361番地山林内で発見され、平成19年（推定）死亡したもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当町福祉介護課まで申し出てください。

平成 21 年 12 月 16 日

埼玉県　　小川町長　笠原　喜平

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60～80歳位の男性、身長154cm、体格痩せ型、頭髪白髪混じり、鼻の下及び顎に髭、着衣はネズミ色長袖シャツ、黒色ジャージ長ズボン、灰色靴下、白色長靴

上記の者は、平成21年11月13日午前９時30分頃真鶴半島ケープ真鶴近くの岩場で発見された。死因は不詳、死亡日時は平成21年11月10日頃と推定。

遺体は火葬に付し、遺骨は町営墓地の無縁墓地に納骨してあります。心当たりのある方は、当町福祉課まで申し出てください。

平成 21 年 12 月 16 日

神奈川県　足柄下郡真鶴町長　青木　　健

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳から75歳位の男性、すでに白骨化している状況

上記の者は、平成21年11月23日、豊川市千両町宝辺95番地１先雑木林において、発見され、死亡原因は不詳で死後２ヶ月から６ヶ月経過しており、身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管していますので、心当たりの方は、豊川市健康福祉部福祉課まで申し出てください。

平成 21 年 12 月 16 日

愛知県　　豊川市長　山脇　　実

公　示　送　達

加東市天神東掎鹿谷土地区画整理組合公告（第１号）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項の規定に基づき、加東市天神東掎鹿谷土地区画整理事業に係る下記の者に対する同法律第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知については、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだので、その内容を次のとおり公告する。

平成 21 年 12 月 16 日

加東市天神東掎鹿谷土地区画整理組合
理事長　藤原　利和

記

１．書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
　被相続人　吉田德太郎　相続人　吉田　芳雄
　兵庫県加東市掎鹿谷335番地１
２．通知の内容　仮換地指定通知

加天掎区第115号
平成21年11月13日

吉田　德太郎　　殿

加東市天神東掎鹿谷土地区画整理組合
理事長　藤原　利和

仮　換　地　指　定　通　知

加東市天神東掎鹿谷土地区画整理事業施行地区内の貴殿所有の宅地について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定に基づき下記のとおり仮換地を指定します。

つきましては、同法同条第５項の規定に基づき、通知します。

記

従前の宅地				仮換地				摘要
町名及び字名	地番	地目	登記簿地積（基準地積）	街区番号	画地番号	地積	位置	
			㎡			㎡		
掎鹿谷　沖溝	316	田	1,947 (2,076.19)	22	2	940	別添図面のとおり。	
掎鹿谷　沖溝	334	田	1,540 (1,642.18)	18	2	913		
			以　下	余　白				
仮換地の指定の効力発生の日				平成21年11月24日				

注意　従前の宅地について権限に基づき使用し、又は収益することができる者は、この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用又は収益することができますが、従前の宅地については、使し、又は収益することができません。

教示
１．この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に兵庫県知事に審査請求をすることができます。
２．この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に加東市天神東掎鹿谷土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３．上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に加東市天神東掎鹿谷土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上